

令和2年第10回農業委員会総会

1 日 時 令和2年10月26日(月)
午前9時56分～午前10時15分

2 場 所 大竹市役所4階第2会議室

3 出席委員 (農業委員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	正木 静夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	7	島原 順二
3	東田 保夫	8	田中 博幸
4	丸小 操	9	橋村 實男
5	小川 裕希恵		

(最適化推進員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名

5 出席職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	前田 新吾	事務局主幹兼農地係長	川本 義典
事務局長補佐	野島 史雄	事務局書記	早川 正二

6 議題日程 (1)

上程順序	議題番号	内 容
日程第1	議案第16号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第17号	非農地証明の申請について
日程第3	議案第18号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者等の証明について
日程第4	報告第9号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和2年第10回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

正木会長

委員の皆様、公私ご多用の中、第10回大竹市農業委員会にご出席いただきありがとうございます。本日の出席委員は11名中11名で定足数に達しておりますので、これより、令和2年第10回大竹市農業委員会総会を開会いたします。この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において、6番古木麻知子委員、7番島原順二委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

これより、日程第1議案第16号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは議案第16号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。議案書は2ページ、地図は4ページをご覧ください。

譲受人は松ヶ原町の〇〇 〇〇さん、譲渡人は松ヶ原町の〇〇 〇〇さんです。申請地は、松ヶ原町字大畠〇〇番地〇〇、面積は63㎡です。

申請地は主要地方道大竹湯来線と出合川が交差する三角形の土地で、南側の農地〇〇番〇〇を所有し、畑作を行っている〇〇 〇〇さんに所有権を移転するものです。当該申請地は、歩道のガードレールが切れており、道路の位置より低い〇〇さんの畑に降りる進入路となっているところであり、親から相続した〇〇さんが農地の管理が難しいことから話がまとまったと伺っております。

なお、3ページの農地法第3条調査書にありますように、農地法第3条第2項各号に規定されております許可できない項目については、すべて該当しないため、事務局としては許可相当と考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正木会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。3番東田委員お願いします。

東田委員

今説明があったとおり、この土地は県道が新設されたときに両側に分断された土地の一部の狭い方の残りの土地で、三角形の僅かな土地です。その隣に購入者の方の土地があります。以前はそこでお米を作っておられました。今では休耕にしたり畑にしたりということで、保全管理はされておりました。侵入路にすることで土地の効率的な利用がしやすくなると思いますし、周辺部への影響はありませんので、適当だと思います。以上です。

正木会長

ありがとうございました。本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

東田委員

大竹市における下限面積について知りたいんですが教えていただけますか。

事務局（川本）

大竹市における下限面積は 1,000 m²に統一されております。以前は栗谷地域とか、松ヶ原地域とかによって、下限面積が 2,000 m²とか 3,000 m²とかだったんですけども、廿日市の方が、佐伯町、大野町について 1,000 m²に下げた際に、一緒に協議を行いまして、大竹市内全域を 1,000 m²に下げまして、現在も 1,000 m²で統一されております。

正木会長

ありがとうございました。他に質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件につきまして、申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

正木会長

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。

続きまして、日程第 2 議案第 1 7 号非農地証明の申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは議案第 1 7 号非農地証明の申請についてをご説明いたします。議案書は 5 ページ、地図は 6 ページをご覧ください。所在は、小方一丁目〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は、4 8 5 m²の土地です。

申請人は、〇〇を代表して〇〇 〇〇となります。申請理由は地目変更のためです。改廃年月日は昭和 2 9 年 5 月 6 日としています。

当該申請地は、〇〇として昭和 2 8 年 3 月 2 0 日に広島県佐伯郡小方町が売買により所有権移転し、同時期に所有権移転された〇〇番から〇〇番までを合筆し、〇〇番〇〇としたところですが、合筆の際の地番に含まれず、登記簿上残った地番となります。令和 2 年 9 月 2 5 日まで、旧所有者が昭和 2 3 年に相続した旨の記載のままでした。公図は合筆後、申請地を含んで〇〇番〇〇となり、申請地の地番が表示されていません。

7 ページの旧地番図をご覧ください。申請地である〇〇番地の北には、〇〇番、〇〇番と続いており、水路の南は〇〇番であったことがわかります。

水路ができていることから、境界は確認できませんでしたが、〇〇として昭和 2 9 年から利用されていることは確認できるため、非農地証明をして差支えない事案と考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

正木会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。9 番橋村委員お願いいたします。

橋村委員

さっき説明がありましたように、国道沿いのところで、水路が通っておりますが、現在は〇〇の金網がしてありまして、異常は無いと思います。以上です。

正木会長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。5番小川委員お願いいたします。

小川委員

既に〇〇の出入り口の通路とグラウンドの一部になっておりますので、問題無いと思います。以上です。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。
(質疑及び意見なしの声)

正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。
本件につきまして、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

正木会長

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり証明することに決定されました。

続きまして、日程第3議案第18号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者等の証明についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが出ていますので、ご説明いたします。議案書は、8ページ、地図は9ページをご覧ください。

西栄三丁目の〇〇 〇〇さんが亡くなられたことによる相続のための申請となります。申請人は〇〇 〇〇さんの娘さんである、西栄三丁目の〇〇 〇〇さんです。

申請地は、新町三丁目〇〇番〇〇、地目は畑、面積は314㎡です。小瀬川から1本内側の道路の住宅街の一区画となっています。

現地を確認したところ、柿などの果樹と花が植えられ、畝を作り畑として手入れがされておりました。畑にはネギなどが植えられ、除草もされ、手入れされていました。

申請者は、相続税納税猶予の制度も理解され、今後とも農地として継承していくと伺っています。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正木会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。6番古木委員お願いいたします。

古木委員

回覧の写真のとおり整理され、耕作されておりますので問題無いと思います。以上です。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。
(質疑及び意見なしの声)

正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。

本件につきまして、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

正木会長

ご異議ございませんので、本件は申請のとおり証明することに決定されました。

続きまして、日程第4報告第9号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。

次の届出について、大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により、事務局長において専決処理をしたので、報告させます。本件について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（川本）

それでは、報告第9号について、事務局長において専決処理しましたので、順位1からご報告いたします。

議案書は10ページ、地図は12ページをご覧ください。

譲受人は広島市西区西観音町の株式会社〇〇、〇〇 〇〇さん譲渡人は、白石一丁目の〇〇 〇〇さんです。届出地は、白石一丁目〇〇番〇〇、登記地目は畑、面積は695.49㎡を主としたほか4筆、計972.16㎡です。

転用目的は、譲受人が分譲住宅を建築するためです。申請地の場所ですが、大竹会館交差点から1つ北の道路を西に行った先の休耕地となります。4筆の土地を分筆し、分譲しやすい形状に整えて申請したものです。周辺3方は宅地に囲まれ、地区担当委員さんからも、転用による周辺への支障はないというご意見を頂いております。9月18日にこの届出を受理しております。

続きまして、順位2についてご説明いたします。議案書は11ページ、地図は13ページをご覧ください。

譲受人は山口県下松市大字西豊井の〇〇 〇〇さん、譲渡人は、千葉県市原市姉崎の〇〇 〇〇さん、大阪市旭区清水五丁目の〇〇 〇〇さん、廿日市市上の浜一丁目の〇〇 〇〇さんの3人で、それぞれ持分は3分の1となっています。届出地は、御園二丁目〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は331㎡です。転用目的は、譲受人が居住用住宅を建築するためです。申請地の場所ですが、御園一丁目にできた住宅団地アクラス大竹に接している農地です。現状ではミカン、ビワなど果樹が植えられていますが、道路と宅地に面しており、地区担当委員さんからも、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。10月9日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要する

ものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これに、ご異議
ございませんか。

(異議なしの声)

正木会長

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整
理を会長に、委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和2年第10回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。